

令和6年度 磐田市水質検査計画

～ 良質で安全な水をお届けします ～



©磐田市

磐田市環境水道部上下水道工事課

磐田市上下水道工事課では、水道水の水質基準改正（平成 16 年 4 月 1 日施行）に伴う水道法施行規則改正に伴い、水質検査の適正化を確保するため水質検査計画を策定しました。

この中で検査項目、検査頻度などについて本市の水源の特徴、水質的課題を含め、安全性の確保、効率性などの多方面からの検討を行い、適切に水質管理するよう計画しています。そして、今後もみなさんに安全で、良質な水道水を安心してお使いいただけるように努めてまいります。

【検査計画の内容】

1. 基本的な方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び水道水の状況
4. 水質検査の項目、頻度及び採水場所
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査方法
7. 水質検査計画及び結果の公表について
8. 検査結果の評価について
9. 水質検査の精度と信頼性保証について
10. 関係者との連携について

1 基本的な方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するため、以下の方針で水質検査を行います。

- (1) 水質検査の項目、回数、採水地点をお知らせします。
- (2) 水質検査の状況をお知らせします。
- (3) 水質検査は、1日1回行う検査（毎日検査）以外の検査については外部機関（水道法第20条第3項に基づく地方公共団体又は厚生労働大臣の登録を受けた者）に委託します。

2 水道事業の概要（令和4年度末）

- (1) 事業体の名称 磐田市水道事業
- (2) 給水区域 磐田市内
- (3) 給水人口 159,062人
- (4) 普及率 98.4%
- (5) 給水戸数 65,045戸
- (6) 一日最大配水量 62,869m³
- (7) 一日平均配水量 58,545m³
- (8) 年間総配水量 21,369,019m³
- (9) 水源 自己水源と静岡県企業局 遠州広域水道用水供給事業からの受水。
- (10) 浄水処理方法 自己水源については、塩素滅菌処理等を行います。
遠州広域水道用水供給事業からの受水については企業局にて浄化されているため、磐田市においては、処理は行いません。

〔自己水源〕

水 源 名	所在地	浄水処理方式	水源種別
岩田第1水源	匂坂中	塩素滅菌処理	地下水
岩田第3水源	匂坂上	塩素滅菌処理	地下水
岩田第4水源	寺谷	塩素滅菌処理	地下水
岩田第5水源	寺谷	塩素滅菌処理	地下水
石原水源	中泉	塩素滅菌処理	地下水
江口水源	豊岡	塩素滅菌処理及び除マンガン処理	地下水
堀之内水源	堀之内	塩素滅菌処理及び除マンガン処理	地下水
森下水源	森下	塩素滅菌処理	地下水
池田水源	池田	塩素滅菌処理	地下水
東名水源	東名	塩素滅菌処理	地下水
小立野水源	小立野	塩素滅菌処理	地下水
上本郷水源	上本郷	塩素滅菌処理	地下水
気子島水源	気子島	塩素滅菌処理	地下水
上神増水源1号	上神増	塩素滅菌処理	地下水
上神増水源2号	上神増	塩素滅菌処理	地下水

[遠州広域水道用水供給事業からの受水]

受水点名	所在地	受水点名	所在地
高区受水点	藤上原	五十子受水点	五十子
匂坂受水点	匂坂中	福田受水点	福田中島
中区受水点	向笠西	中島受水点	福田中島
見付受水点	見付	宮本受水点	宮本
東大久保受水点	西貝塚	西平松受水点	西平松
向笠新屋受水点	向笠新屋	川袋受水点	川袋
東貝塚受水点	東貝塚	高見丘受水点	高見丘
西之島受水点	西之島	中野戸受水点	加茂
中野受水点	中野	加茂受水点	加茂
草崎受水点	草崎	森下受水点	立野
長池受水点	大原	下本郷受水点	下本郷
中島第2受水点	福田中島	上神増受水点	上神増
豊浜受水点	豊浜	敷地受水点	敷地

3 原水及び水道水の状況

(1) 原水の水質で留意すべき状況（項目及び対処方法）

自己水源の水質は全て水質基準値の範囲内ではありますが、水質検査の結果を確認し水道法に基づいた基準頻度または省略検査で検査を行っています。

遠州広域水道用水供給事業からの受水については、浄水の受水であるため、静岡県企業局西部事務所より水質検査結果を毎月報告してもらい、状況の確認をしています。

(2) 水道水の状況

水道水はすべて水質基準に適合しており、安全で良質な水をお届けしています。

4 水質検査の項目、頻度及び採水場所

水道の水質管理は、水源から給水栓まで一元管理が理想であり、水源及び給水栓で検査を行い、水道水の安全性を確保することを第一と考え、以下の方針で実施します。

(1) 水質検査を行う項目

- 1) 水道法で定められている水質基準項目について次のとおり検査を行います。
 - ① 給水栓で、表1の水質基準項目（全51項目）の水質検査を行います。
 - ② 給水栓で、表2の項目（3項目）について毎日水質検査を行います。
 - ③ 水源地で、自己水源の原水について、表1の水質基準項目のうち、No.21から31までの消毒副生成物及び味を除く39項目について水質検査を行います。
- 2) 将来にわたり水道水の安全性確保等に万全を期する考えから、水源の種別により検査する管理項目を選定し、自主的に水質管理目標設定項目の検査を行います。
 - ① 表3に記載する27項目のうち、水質基準項目に含まれる6項目、二酸化塩素を消毒に用いた消毒副生成物にあたる2項目及び採水時に測定している残留塩素を除く18項目について水質検査を行います。
 - ② No.15の農薬類について、汚染のおそれのある水源地を選定し、必要と思われる項目を表4のとおり選定し、水質検査を行います。

(2) 検査頻度

- 1) 水道法で定められている定期的水質検査における検査頻度
 - ① 表1の水質基準項目のうち、No.1、2、38、46から51までの検査を毎月1回行います。
 - ② 表1の水質基準項目のうち、上記①及びNo.10、21から31までを除く30項目において、過去3年間その濃度が基準値の10分の1以下である場合には、3年に1回まで検査頻度を緩和できますが、その項目の動向を監視、確認する意味で最低でも年1回以上は検査を行います。
 - ③ 表2の色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）の検査を、1日1回（毎日検査）行います。
 - ④ 表5のとおり、配水系統ごとに検査頻度を設定します。
- 2) 自己水源の水質検査と将来的見地から行う水質検査の頻度
 - ① 水源から給水栓まで水質変化を把握するため、自己水源における原水の水質検査を表1の項目について年1回行います。ただし、表1のうちNo.21から31までの消毒副生成物、及び味については原水のため行いません。
 - ② クリプトスポリジウム等による汚染のおそれを調査するため、3月毎に1回、指標菌の検査を行います。

③ 表3の水質管理目標設定項目のうち、過去の検査結果等を踏まえて表6のとおり年1回以上行います。

④ 遠州広域水道用水供給事業からの受水については、静岡県企業局西部事務所より、検査結果の提供を受け状況を確認します。

(3) 採水場所

異なる配水系統ごとに公園など採水場所を設定し、給水栓（水道水の蛇口）で採水、原水の場合は水源地で採水し、検査します。

1) 給水栓

① 毎日検査については、配水系統により市内33箇所の給水栓で行います

② 毎日検査以外の水質検査については、毎日検査と同様に配水系統により市内18箇所の給水栓で行います。

2) 水源

自己水源の水質状況を確認するために全15箇所で検査を行います。

遠州広域水道用水供給事業からの受水については、静岡県企業局西部事務所から水質検査結果の提供を受け状況を確認します。

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水源の水質が著しく悪化したときなど、以下のとおり水質が水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

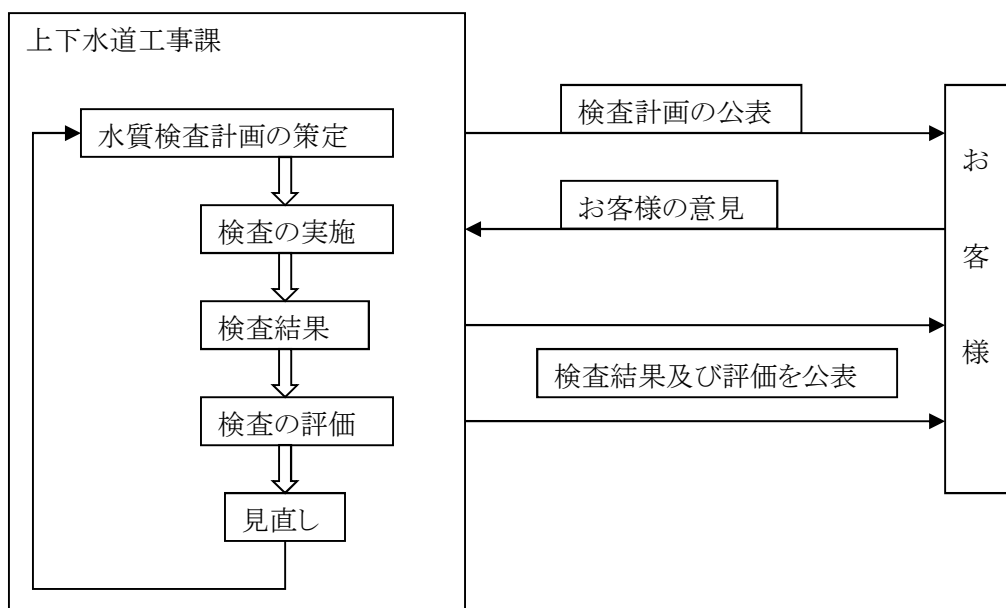
- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

6 水質検査方法

水質検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年5月30日 厚生労働省令第101号）に基づき告示された「水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年7月22日 厚生労働省告示第261号）により行い、省令に記載されていない項目については上水試験法（日本水道協会）で定められた方法でおこないます。

7 水質検査計画及び結果の公表の方法

- (1) 水質検査計画及び水質検査結果は、磐田市ホームページに公開します。また、上下水道工事課でも閲覧できるようにします。



8 検査結果の評価について

検査結果の評価は検査ごとに行います。また、検査結果をもとに、必要があれば検査計画を見直していきます。

9 水質検査の精度と信頼性保証について

1日1回行う検査以外の水質検査は外部機関に委託して実施するため、その精度については委託機関の内部及び外部精度管理の報告を受けること、また検査所への立入検査を実施することにより信頼性を確保することとします。

10 関係者との連携について

水源等で水質汚染事故が発生した場合、市環境課、県西部健康福祉センター環境課、県水利用課、県企業局西部事務所、厚生労働省水道課、関係水道事業体等と連携を図りながら、原因調査や水質検査を行います。

表1 水質基準項目の水質検査(給水栓)

No.	水質基準項目	基準値(mg/L)	法定基準頻度	区分		
1	一般細菌	100個/mL以下	1回/月	病原生物による 汚染の指標		
2	大腸菌	不検出				
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1回/3月	無機物・重金属		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下				
5	セレン及びその化合物	0.01以下				
6	鉛及びその化合物	0.01以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下				
8	六価クロム化合物	0.02以下				
9	亜硝酸態窒素	0.04以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下				
12	フッ素及びその化合物	0.8以下				
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下				
14	四塩化炭素	0.002以下				
15	1,4-ジオキサン	0.05以下				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下			1回/3月	一般有機物
17	ジクロロメタン	0.02以下				
18	テトラクロロエチレン	0.01以下				
19	トリクロロエチレン	0.01以下				
20	ベンゼン	0.01以下				
21	塩素酸	0.6以下				
22	クロロ酢酸	0.02以下				
23	クロロホルム	0.06以下				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下				
25	ジブromokクロロメタン	0.1以下				
26	臭素酸	0.01以下				
27	総トリハロメタン	0.1以下				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下				
29	ブromोजクロロメタン	0.03以下				
30	ブromホルム	0.09以下				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	1回/3月	消毒副生成物		
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下				
34	鉄及びその化合物	0.3以下				
35	銅及びその化合物	1.0以下				
36	ナトリウム及びその化合物	200以下				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下				
38	塩化物イオン	200以下				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下				
40	蒸発残留物	500以下				
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下				
42	ジェオスミン	0.00001以下			藻類の発生時期に 1回/月	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下				
44	非イオン界面活性剤	0.02以下			1回/3月	発泡 臭気
45	フェノール類	0.005以下				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1回/月	基礎的性状		
47	pH値	5.8~8.6				
48	味	異常でないこと				
49	臭気	異常でないこと				
50	色度	5度以下				
51	濁度	2度以下				

表2 1日1回行う水質検査

No.	検査項目	評価	検査実施頻度 検査場所（給水栓）
1	色	異常でないこと	1回/日（年365回）
2	濁り	異常でないこと	1回/日（年365回）
3	消毒の効果（残留塩素）	0.1mg/L以上	1回/日（年365回）

表3 水質管理目標設定項目の水質検査

No.	水質管理目標設定項目	目標値(mg/L)	区分
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	無機物・重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002以下（暫定）	
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下（暫定）	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	一般有機物
8	トルエン	0.4以下	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	
10	亜塩素酸	0.6以下	消毒副生成物
12	二酸化塩素	0.6以下	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下（暫定）	消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02以下（暫定）	
15	農薬類	1以下（検出値と目標値の比の和として）	農薬
16	残留塩素	1以下	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10以上100以下	味
18	マンガン及びその化合物	0.01以下	着色
19	遊離炭酸	20以下	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	臭気
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02以下	
22	有機物（過マンガン酸カウム消費量）	3以下	味
23	臭気強度(TON)	3以下	臭気
24	蒸発残留物	30以上200以下	味
25	濁度	1度以下	基礎的性状
26	pH値	7.5程度	腐食
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	
28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数として 2,000以下（暫定）	水道施設の清浄度の指標
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	着色
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1以下	
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として、0.00005以下（暫定）	有機フッ素化合物

※ No.4・No.6及びNo.11は基準項目へ移行、No.7は水質管理目標設定項目から削除されたため欠番

表4 農薬類(水質検査目標設定項目No.15)の検査対象リスト

番号	農薬名	6水源 48項目	番号	農薬名	6水源 48項目
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	○	58	チオジカルブ	
2	2,2-DPA(ダラポン)		59	チオファネートメチル	○
3	2,4-D(2,4-PA)		60	チオベンカルブ	
4	EPN		61	テフリルトリオン	○
5	MCPA		62	テルブカルブ(MBPMC)	
6	アシュラム		63	トリクロピル	
7	アセフェート	○	64	トリクロルホン(DEP)	
8	アトラジン		65	トリシクラゾール	○
9	アニロホス		66	トリフルラリン	○
10	アミトラズ		67	ナプロバミド	
11	アラクロール		68	パラコート	○
12	イソキサチオン	○	69	ピペロホス	
13	イソフェンホス		70	ピラクロニル	○
14	イソプロカルブ(MIPC)		71	ピラゾキシフェン	
15	イソプロチオラン(IPT)	○	72	ピラゾリネート(ピラゾレート)	○
16	イプロベンホス(IBP)		73	ピリダフェンチオン	
17	イミノクタジン	○	74	ピリブチカルブ	
18	インダノファン		75	ピロキロン	○
19	エスプロカルブ		76	フィプロニル	
20	エトフェンプロックス	○	77	フェニトロチオン(MEP)	○
21	エンドスルファン(ベンゾエピン)		78	フェノブカルブ(BPMC)	○
22	オキサジクロメホン	○	79	フェリムゾン	○
23	オキシシン銅		80	フェンチオン(MPP)	
24	オリサストロビン		81	フェントエート(PAP)	○
25	カズサホス		82	フェントラザミド	
26	カフェンストロール		83	フサライド	○
27	カルタップ	○	84	ブタクロール	
28	カルバリル(NAC)		85	ブタミホス	
29	カルボフラン		86	ブプロフェジン	○
30	キノクラミン(ACN)		87	フルアジナム	○
31	キャブタン		88	プレチラクロール	
32	クミルロン		89	プロシミドン	○
33	グリホサート	○	90	プロチオホス	
34	グルホシネート	○	91	プロピコナゾール	
35	クロメプロップ		92	プロピザミド	
36	クロルニトロフェン(CNP)		93	プロベナゾール	○
37	クロルピリホス	○	94	プロモブチド	○
38	クロロタロニル(TPN)	○	95	ベノミル	○
39	シアナジン		96	ペンシクロン	
40	シアノホス(CYAP)		97	ベンゾピシクロン	○
41	ジウロン(DCMU)		98	ベンゾフェナップ	
42	ジクロベニル(DBN)	○	99	ベンタジン	○
43	ジクロルボス(DDVP)		100	ペンディメタリン	○
44	ジクワット	○	101	ベンフラカルブ	○
45	ジスルホトン(エチルチオメトン)		102	ベンフルラリン(ベスロジン)	
46	ジチオカルバメート系農薬		103	ベンフレセート	
47	ジチオピル		104	ホスチアゼート	○
48	シハロホップブチル	○	105	マラチオン(マラソン)	
49	シマジン(CAT)		106	メコプロップ(MCPP)	
50	ジメタメトリン	○	107	メソミル	
51	ジメトエート		108	メタラキシル	○
52	シメトリン		109	メチダチオン(DMTP)	○
53	ダイアジノン	○	110	メミノストロビン	○
54	ダイムロン	○	111	メトリブジン	
55	ダゾメット、メタム(カーハム) 及びメチルイソチオシアネート	○	112	メフェナセート	
56	チアジニル	○	113	メプロニル	
57	チウラム	○	114	モリネート	
			115	イプフェンカルバゾン	

※ 農薬類については、汚染のおそれのある6水源を採水場所とし、年1回検査を実施します。
6水源・・・岩田第1水源、岩田第3水源、堀之内水源、東名水源、気子島水源、上神増水源

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

藤上原配水場 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
4	水銀及びその化合物				○		
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		
13	ホウ素及びその化合物			○			
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromokロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromोजクロロメタン		○	○			
30	ブromホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
32	亜鉛及びその化合物			○			
33	アルミニウム及びその化合物			○	過去の検査結果より1年に1回実施		
34	鉄及びその化合物			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
40	蒸発残留物				○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○		
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	21	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

向笠西配水場 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物				○		
4	水銀及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		
13	ホウ素及びその化合物				○		
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸	1回/3月		○	○	3月に1回以上とされている項目	
22	クロロ酢酸			○	○		
23	クロロホルム			○	○		
24	ジクロロ酢酸			○	○		
25	ジブromokロロメタン			○	○		
26	臭素酸			○	○		
27	総トリハロメタン			○	○		
28	トリクロロ酢酸			○	○		
29	ブromोजクロロメタン			○	○		
30	ブromホルム			○	○		
31	ホルムアルデヒド		○	○			
32	亜鉛及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
33	アルミニウム及びその化合物				○		
34	鉄及びその化合物				○		
35	銅及びその化合物				○		
36	ナトリウム及びその化合物				○		
37	マンガン及びその化合物				○		
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
40	蒸発残留物				○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○		
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	21	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

見付配水場 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物				○		
4	水銀及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		
13	ホウ素及びその化合物				○		
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromokロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromोजクロロメタン		○	○			
30	ブromホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
32	亜鉛及びその化合物			○			
33	アルミニウム及びその化合物			○		過去の検査結果より1年に1回実施	
34	鉄及びその化合物			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
40	蒸発残留物				○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○		
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	21	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

石原水源 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目
2	大腸菌		○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
4	水銀及びその化合物				○	
5	セレン及びその化合物				○	
6	鉛及びその化合物				○	
7	ヒ素及びその化合物				○	
8	六価クロム化合物				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
9	亜硝酸態窒素				○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○	3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	○	過去の検査結果より基準頻度で実施
12	フッ素及びその化合物				○	過去の検査結果より1年に1回実施
13	ホウ素及びその化合物				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
14	四塩化炭素				○	
15	1,4-ジオキサン				○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○	
17	ジクロロメタン				○	
18	テトラクロロエチレン			○		
19	トリクロロエチレン			○		
20	ベンゼン			○		
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目	
22	クロロ酢酸		○	○		
23	クロロホルム		○	○		
24	ジクロロ酢酸		○	○		
25	ジブromクロロメタン		○	○		
26	臭素酸		○	○		
27	総トリハロメタン		○	○		
28	トリクロロ酢酸		○	○		
29	ブromジクロロメタン		○	○		
30	ブromホルム		○	○		
31	ホルムアルデヒド		○	○		
32	亜鉛及びその化合物			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
33	アルミニウム及びその化合物			○		
34	鉄及びその化合物			○		
35	銅及びその化合物			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
36	ナトリウム及びその化合物			○		
37	マンガン及びその化合物			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月		○	○	過去の検査結果より基準頻度で実施
40	蒸発残留物			○	○	
41	陰イオン界面活性剤			○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施
43	2-メチルイソボルネオール				○	
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
45	フェノール類				○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目
47	pH値		○	○	○	
48	味		○	○	○	
49	臭気		○	○	○	
50	色度		○	○	○	
51	濁度		○	○	○	
検査項目数			9	24	51	
年間検査回数			8	3	1	

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

匂坂配水場 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
4	水銀及びその化合物				○		
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		
13	ホウ素及びその化合物			○			
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromokロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromोजクロロメタン		○	○			
30	ブromホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
32	亜鉛及びその化合物			○			
33	アルミニウム及びその化合物			○	過去の検査結果より1年に1回実施		
34	鉄及びその化合物			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
40	蒸発残留物				○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○		
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	21	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

豊浜配水場 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物				○		
4	水銀及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		
13	ホウ素及びその化合物				○		
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromokロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromोजジクロロメタン		○	○			
30	ブromホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
32	亜鉛及びその化合物			○			
33	アルミニウム及びその化合物			○		過去の検査結果より1年に1回実施	
34	鉄及びその化合物			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
40	蒸発残留物				○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○		
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
45	フェノール類				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	21	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

福田受水 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
4	水銀及びその化合物				○		
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		
13	ホウ素及びその化合物			○			
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromokロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromोजクロロメタン		○	○			
30	ブromオホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
32	亜鉛及びその化合物			○			
33	アルミニウム及びその化合物			○	過去の検査結果より1年に1回実施		
34	鉄及びその化合物			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
40	蒸発残留物				○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○		
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	21	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

江口水源 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目
2	大腸菌		○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
4	水銀及びその化合物				○	
5	セレン及びその化合物				○	
6	鉛及びその化合物				○	
7	ヒ素及びその化合物				○	
8	六価クロム化合物				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
9	亜硝酸態窒素				○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○	3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○	
13	ホウ素及びその化合物				○	
14	四塩化炭素				○	
15	1,4-ジオキサン				○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○	
17	ジクロロメタン				○	
18	テトラクロロエチレン			○		
19	トリクロロエチレン			○		
20	ベンゼン			○		
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目	
22	クロロ酢酸		○	○		
23	クロロホルム		○	○		
24	ジクロロ酢酸		○	○		
25	ジブromokロロメタン		○	○		
26	臭素酸		○	○		
27	総トリハロメタン		○	○		
28	トリクロロ酢酸		○	○		
29	ブromोजジクロロメタン		○	○		
30	ブromホルム		○	○		
31	ホルムアルデヒド		○	○		
32	亜鉛及びその化合物			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
33	アルミニウム及びその化合物			○		
34	鉄及びその化合物			○		
35	銅及びその化合物			○		
36	ナトリウム及びその化合物			○		
37	マンガン及びその化合物			○		
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月		○	○	過去の検査結果より基準頻度で実施
40	蒸発残留物			○	○	
41	陰イオン界面活性剤			○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施
43	2-メチルイソボルネオール				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○	
45	フェノール類				○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目
47	pH値		○	○	○	
48	味		○	○	○	
49	臭気		○	○	○	
50	色度		○	○	○	
51	濁度		○	○	○	
検査項目数			9	23	51	
年間検査回数			8	3	1	

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

豊岡配水場 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目
2	大腸菌		○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
4	水銀及びその化合物				○	
5	セレン及びその化合物				○	
6	鉛及びその化合物				○	
7	ヒ素及びその化合物				○	
8	六価クロム化合物				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
9	亜硝酸態窒素				○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○	3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○	
13	ホウ素及びその化合物				○	
14	四塩化炭素				○	
15	1,4-ジオキサン				○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○	
17	ジクロロメタン				○	
18	テトラクロロエチレン			○		
19	トリクロロエチレン			○		
20	ベンゼン			○		
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目	
22	クロロ酢酸		○	○		
23	クロロホルム		○	○		
24	ジクロロ酢酸		○	○		
25	ジブロモクロロメタン		○	○		
26	臭素酸		○	○		
27	総トリハロメタン		○	○		
28	トリクロロ酢酸		○	○		
29	ブロモジクロロメタン		○	○		
30	ブロモホルム		○	○		
31	ホルムアルデヒド		○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
32	亜鉛及びその化合物			○		
33	アルミニウム及びその化合物			○		
34	鉄及びその化合物			○		
35	銅及びその化合物			○		
36	ナトリウム及びその化合物			○		
37	マンガン及びその化合物			○		
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月		○	○	過去の検査結果より基準頻度で実施
40	蒸発残留物			○	○	
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施
43	2-メチルイソボルネオール				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○	
45	フェノール類				○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目
47	pH値		○	○	○	
48	味		○	○	○	
49	臭気		○	○	○	
50	色度		○	○	○	
51	濁度		○	○	○	
検査項目数			9	23	51	
年間検査回数			8	3	1	

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

川袋受水 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
4	水銀及びその化合物				○		
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		
13	ホウ素及びその化合物			○			
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromクロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromジクロロメタン		○	○			
30	ブromホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
32	亜鉛及びその化合物			○			
33	アルミニウム及びその化合物			○	過去の検査結果より1年に1回実施		
34	鉄及びその化合物			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
40	蒸発残留物				○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○		
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	21	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

高見丘配水場 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
4	水銀及びその化合物				○		
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
13	ホウ素及びその化合物			○			
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromokロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromोजジクロロメタン		○	○			
30	ブromohホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
32	亜鉛及びその化合物			○			
33	アルミニウム及びその化合物			○			
34	鉄及びその化合物			○			
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月		○	○	過去の検査結果より基準頻度で実施	
40	蒸発残留物			○	○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○		
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	23	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

森下水源 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
4	水銀及びその化合物				○		
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
13	ホウ素及びその化合物			○			
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromokロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromोजジクロロメタン		○	○			
30	ブromohホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
32	亜鉛及びその化合物			○			
33	アルミニウム及びその化合物			○			
34	鉄及びその化合物			○			
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
40	蒸発残留物				○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○		
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	21	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

池田水源 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
4	水銀及びその化合物				○		
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		
13	ホウ素及びその化合物			○			
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromokロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromोजクロロメタン		○	○			
30	ブromホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○			
32	亜鉛及びその化合物			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
33	アルミニウム及びその化合物			○			
34	鉄及びその化合物			○			
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
40	蒸発残留物				○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○		
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	21	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

小立野水源 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
4	水銀及びその化合物				○		
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
13	ホウ素及びその化合物			○			
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromokロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromोजクロロメタン		○	○			
30	ブromホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
32	亜鉛及びその化合物			○			
33	アルミニウム及びその化合物			○			
34	鉄及びその化合物			○			
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月		○	○	過去の検査結果より基準頻度で実施	
40	蒸発残留物			○	○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○		
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	23	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

上本郷水源 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
4	水銀及びその化合物				○		
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		
13	ホウ素及びその化合物			○			
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromokロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromोजクロロメタン		○	○			
30	ブromホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○			
32	亜鉛及びその化合物			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
33	アルミニウム及びその化合物			○			
34	鉄及びその化合物			○			
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
40	蒸発残留物				○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○		
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	21	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

気子島水源 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
4	水銀及びその化合物				○		
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	○		過去の検査結果より基準頻度で実施
12	フッ素及びその化合物				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
13	ホウ素及びその化合物			○			
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromクロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromジクロロメタン		○	○			
30	ブromホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
32	亜鉛及びその化合物			○			
33	アルミニウム及びその化合物			○			
34	鉄及びその化合物			○			
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月		○	○	過去の検査結果より基準頻度で実施	
40	蒸発残留物			○	○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○		
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	24	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

社山上野部 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
4	水銀及びその化合物				○		
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
13	ホウ素及びその化合物			○			
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromokロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromोजクロロメタン		○	○			
30	ブromホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
32	亜鉛及びその化合物			○			
33	アルミニウム及びその化合物			○			
34	鉄及びその化合物			○			
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
40	蒸発残留物				○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○		
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	21	51		
年間検査回数			8	3	1		

表5 <<水質基準項目 配水系統別検査頻度及び設定理由>>

敷地受水 配水系統

No.	検査項目	法定基準頻度	1回/月	1回/3月	1回/年	設定理由	
1	一般細菌	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
2	大腸菌		○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月			○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
4	水銀及びその化合物				○		
5	セレン及びその化合物				○		
6	鉛及びその化合物				○		
7	ヒ素及びその化合物				○		
8	六価クロム化合物				○		
9	亜硝酸態窒素				○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		3月に1回以上とされている項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施
12	フッ素及びその化合物				○		
13	ホウ素及びその化合物			○			
14	四塩化炭素			○			
15	1,4-ジオキサン			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○			
17	ジクロロメタン			○			
18	テトラクロロエチレン			○			
19	トリクロロエチレン			○			
20	ベンゼン			○			
21	塩素酸		○	○	3月に1回以上とされている項目		
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブromokロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブromोजクロロメタン		○	○			
30	ブromホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施		
32	亜鉛及びその化合物			○			
33	アルミニウム及びその化合物			○			
34	鉄及びその化合物			○			
35	銅及びその化合物			○			
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月			○	過去の検査結果より1年に1回実施	
40	蒸発残留物				○		
41	陰イオン界面活性剤				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
42	ジエオスミン	藻類の発生時期に 1回/月			○	発生の可能性は低いですが、現状を確認するため1年に1回実施	
43	2-メチルイソボルネオール				○	過去の検査結果より3年に1回でもよいが、現状を確認するため1年に1回実施	
44	非イオン界面活性剤	1回/3月			○		
45	フェノール類				○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/月	○	○	○	1月に1回以上とされている項目	
47	pH値		○	○	○		
48	味		○	○	○		
49	臭気		○	○	○		
50	色度		○	○	○		
51	濁度		○	○	○		
検査項目数			9	21	51		
年間検査回数			8	3	1		

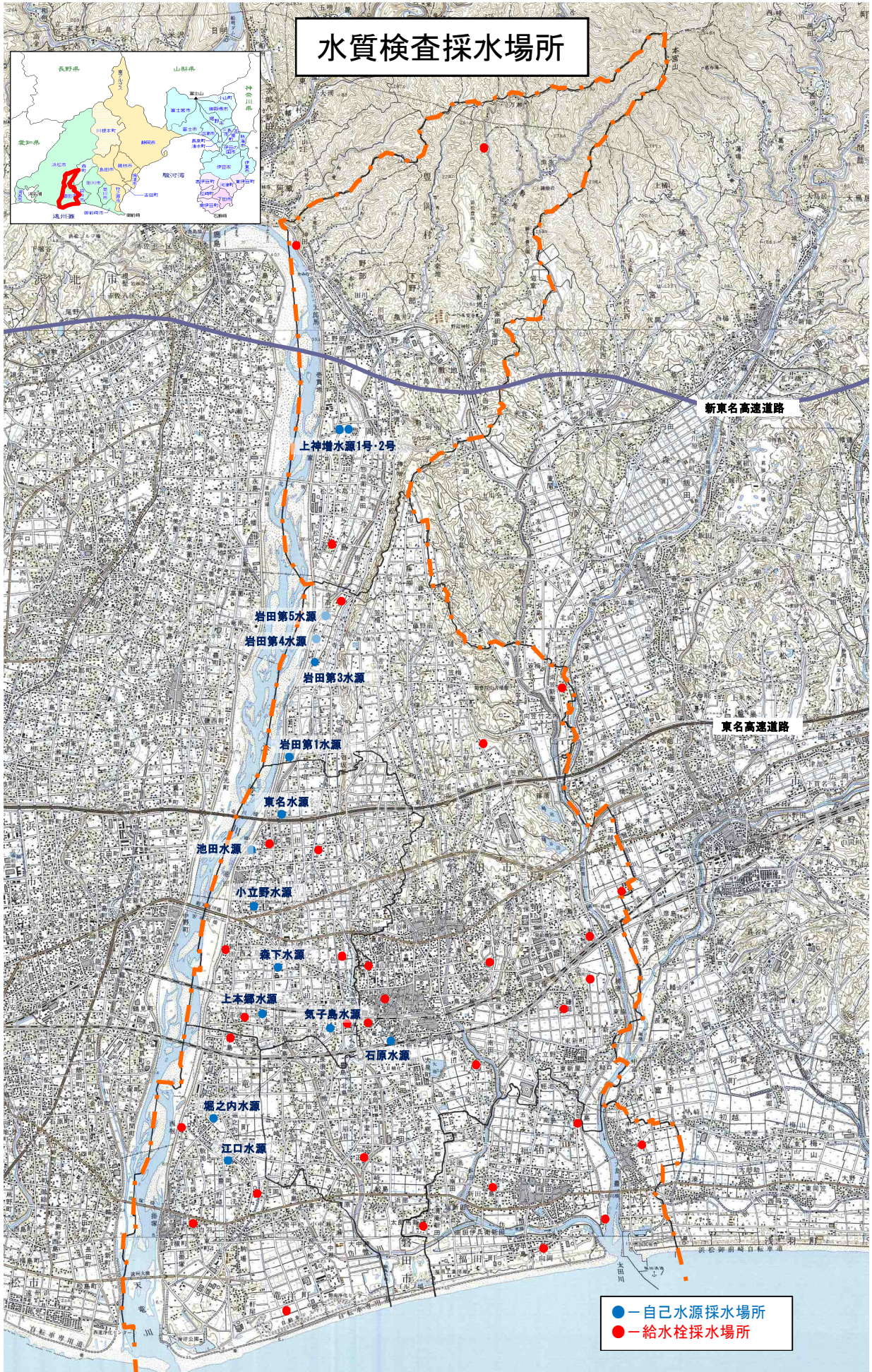
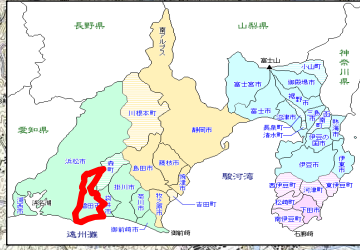
表6 <<水質管理目標設定項目 配水系統別検査頻度>>

No.	検査項目	岩田第1水源	岩田第3水源	石原水源	江口水源	堀之内水源	森下水源	池田水源	東名水源	小立野水源	上本郷水源	気子島水源	上神増1号水源	敷地受水	向笠西配水場	藤上原配水場	見付配水場	豊浜配水場	川袋受水
1	アンチモン及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
2	ウラン及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
3	ニッケル及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
5	1,2-ジクロロエタン	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
8	トルエン	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
10	亜塩素酸	二酸化塩素を消毒に用いた場合の消毒副生成物のため省略																	
12	二酸化塩素																		
13	ジクロロアセトニトリル	消毒副生成物であり、向笠西の末端給水栓でも検査するため省略		1回※	1回※	1回※	1回※	1回※	1回※	1回※	1回※	1回※	1回※	1回	1回	1回	1回	1回	1回
14	抱水クロラール	消毒副生成物であり、向笠西の末端給水栓でも検査するため省略		1回※	1回※	1回※	1回※	1回※	1回※	1回※	1回※	1回※	1回※	1回	1回	1回	1回	1回	1回
15	農薬類	1回	1回	—	—	1回	—	—	1回	—	—	1回	1回	—	—	—	—	—	—
16	残留塩素	採水時に毎回測定しているため省略																	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	マンガン及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	遊離炭酸	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
20	1,1,1-トリクロロエタン	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
21	メチル-t-ブチルエーテル	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
22	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
23	臭気強度(TON)	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
24	蒸発残留物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	濁度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	pH値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	腐食性(ランゲリア指数)	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
28	従属栄養細菌	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
29	1,1-ジクロロエチレン	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
30	アルミニウム及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	—	—	—	—	—	—

※採水場所は原水系配水系統内の末端給水栓

No.4・No.6及びNo.11は基準項目へ移行、No.7は水質管理目標設定項目から削除されたため欠番

水質検査採水場所



- 自己水源採水場所
- 給水栓採水場所